

〔公務員の選定・罷免権、公務員の全体の奉仕者性、選挙の原則—普通選挙・秘密投票〕

- 第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。
- ② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- ③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- ④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

■ 本条の趣旨

本条は、国民主権の原理の下での公務員の基本的なあり方について定め(本条①②)、さらに、選挙の基本原則のうち、普通選挙と秘密選挙(秘密投票)について定める(本条③④)とともに、投票の無答覆についても定めている(本条④)。

● 公務員の選定・罷免権の意義

(1) 公務員の意義
いわゆるGHQ草案の14条1項は、「人民ハ其ノ政府及皇位ノ終局的決定者ナリ彼等ハ其ノ公務員ヲ選定及罷免スルノ不可譲ノ権利ヲ有ス」と定めていた(『日本国憲法の誕生』国立国会図書館蔵書参照)。人民が政府および皇位の終局的決定権者であるというの、国民主権の原理と、国民主権の原理の下での皇位のあり方についての宣明にはかならない。その後、この箇所は削除されることになったが(詳しくは高柳賢三ほか編著『日本国憲法制定の過程』(1972、有斐閣)158頁を参照)、この経緯は、本条1項が国民主権の原理と密接に結びついているということを物語っている。一般には、本条1項は「あらゆる公務員の終局的任免権が国民にある」という国民主権の原理を表明したものであると解され(宮沢・全訂219頁)、本条1項にいう公務員も「国または公共団体の公務に参与することを職務とする者」と解されている(宮沢・全訂218頁)。

(2) 公務員の選定・罷免権の意義
本条1項は公務員の選定・罷免権を「国民固有の権利」としている。「選定」とは「ある人を一一定の地位(公務員の地位)につける行為」をいい、この「選定」はさらに「単一の意志によって選定すること」である。「任命」と「多数の選挙」の意志の合致によって選定することである。「選挙」とは「大別される(宮沢・全訂218頁)。また、「罷免」とは「公務員に対して、その意志にかかわらず、一方的にその公務員たる地位を奪うこと」をいう(宮沢・全訂219頁)。憲法が国民による選定について定めているのは、国民固有の選挙(49④)と、地方公共団体の長、地

方公共団体の議員ならびに法律の定めるその他の官吏の選挙(93②)のみであり、また、国民による最高裁判所裁判官の罷免(79③④)のみである(なお、16条は公務員の罷免に関する事項について定めている)。憲法は、内閣総理大臣、国務大臣、最高裁判所の長たる裁判官、その他の最高裁判所の裁判官、下級裁判所の裁判官については、それぞれの選定権者を定め(6①・68①・6②・79①・80①)、国務大臣についてはその罷免権者も定めている(68②)。また、国民審査による最高裁判所の裁判官の罷免(含む)裁判官が「公の弾劾」によって罷免されうることと定めている(78)、弾劾裁判所に関する64条1項は、身分保障が強く認められておられる(裁判官等本条1項の制度化であると解されている(裁判官等弾劾裁判所判例2001(平)13・11・28官報253号11頁参照))。

憲法上任免方法が定められていないが、本条1項の趣旨は「すべての公務員の選定および罷免は、直接または間接に、主権者たる国民の意志に依存するようになり、その手続が定められなくてはならない」という点に存するので(宮沢・全訂219頁)、国会は、法律を制定する際にはその点を踏まえる必要がある(国家公務員法は人事官の弾劾についての規定を設けているが(国公8①二・9)、1947(昭22)年の制定当時は、職員の弾劾についての規定も設けていた(1948(昭23)年改正前の国公77)、総務信託、憲法(金野)1956、岩流書店)160-161頁を参照)。

国会議員、内閣総理大臣、国務大臣および裁判官については、憲法所定の場合以外にそれらの地位を失わせることはできないとする見解(佐藤功・憲釈(上)241-242頁)があるが、少なくとも国会議員については、別途に解することができる。「国民主権」論の立場から「国民主権」「国民代表制」と「人民主権」「人民代表制」という分類がなされる場合(宮沢・憲法I 207-221頁を参照)、「日本国憲法は、議員を『全国民の代表』と規定し、『国民主権』『国民代表制』になじむ規定も残して

いる」が、「同時に『人民主権』『人民代表制』になじむ規定も導入している」とされ(杉原・憲法II 283頁)、後者の観点からは、特に、公務員の選定・罷免権を「国民固有の権利」と定めている本条1項の存在と「任命の禁止」の規定の不在が注目されることとなる(『人民代表制』の下では、43条の「全国民の代表」は「任命の禁止」を含まないといわれる。杉原・憲法II 169頁)。そして、本条1項の導入と「任命の禁止」の規定の不在は国会議員の政治責任の制度化の要請を具体的に表明していることと解されることとなる(杉原・憲法II 284頁)。

この問題は、結局、本条1項と43条および51条との緊張関係の中で決していくべきものである(樋口・憲法I 164頁)(なお、地方自治については、自治法が職員の解任請求および議員や長等の解任請求の制度を設けているが(自治法13・76-88)、これらについては、国会議員に関する憲法43条1項、51条、さらに55条や58条2項に相当する規定が地方自治の場合憲法上存していないことに注意する必要がある。樋口・憲法I 165頁)。

● 公務員の全体の奉仕者性

(1) 「全体の奉仕者」の意義
本条2項は、公務員が「全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」と定めている。ここで「全体の奉仕者」とは「国民全体の利益に仕える者」を意味し、「一部の奉仕者」とは「国民の一部」とたえ、ある職業に従事する者のグループ——の利益のみ仕える者」を意味するもので、本条2項は「公務員はつねに公共の利益のみをその指針として行動すべく、その地位を私利私欲のために利用してはならない」という公務員の当然の本質を宣明したものである(宮沢・全訂220頁)。

(7) 人権制限の根拠

本条2項に關して主として問題となつてきたのは、このように本公務員の全体の奉仕者性が、公務員の労働基本権の制限(国公108の2①・108の5①・98②、地公52①・52②・37①等)や政治活動の制限(国公102、地公56等)の根拠とならうるか否かであった。当初、最高裁(大判1953(昭28)・4・8刑集7巻4号775頁)は、国家公務員の労働基本権の制限が問題となつた事件で、団結権、団体交渉権、団体行動権(28)も公共の福祉のために制限を受けるのは已を得ないところである」とした上で、「殊に国家公務員は、国民全体の奉仕者として(憲法15条)公共の利益のために勤務し、且つ職務の遂行に當つては全力を挙げてこれに専念しなければならぬ

い(国家公務員法96条1項)性質のものであるから、団結権団体交渉権等についても、一般に労働者とは違つて特別の取扱いを受けることがあるのは当然である」と判示した。

公務員の全体の奉仕者性が公務員の労働基本権の制限の根拠となるという理解に対しては、「憲法第28条の保障はどのように公務員に適用されるかは、ひとえに各公務員の職務の性質によって決定されるべきことであらう」「[全体の奉仕者]であることと、団結権や団体行動権をもつことは、かならずしも両立しないことではない」と批判するものが可能である(宮沢・全訂222頁)。公務員の全体の奉仕者性が公務員の人権制限の根拠となるといふ理解の問題点は、公務員の政治活動の制限の場合に、より明瞭になる。すなわち、本条にいう公務員は国会議員や、国務大臣そのほかの政治的職員が政党的立場に立つて行動すべきは当然であり、彼らは、それぞれの「政見」をうけて「全体」に奉仕しようとするのに対し、「事務的職員は、これらの政治的職員の指揮のもとに公務に従事することによって「全体」に奉仕するのを職務とするものである」ので(宮沢・全訂220-221頁)、結局、「公務員の政治活動に対して制約が認められるべきや否やは、もっぱらその担任する職務の性質によつてきまることがあり、公務員が「全体の奉仕者」であることは、直接の関連はない」からである(宮沢・全訂221頁)(職務の性質)。この点で興味深いのが、国家公務員(一般職)の政治活動を制限している国家公務員法102条は憲法14条に違反しないとして1958(昭33)年の最高裁判決(大判1958(昭33)・3・12刑集12巻3号501頁)である。この事件では、一般国民と一般職の国家公務員との間における差別的取扱いおよび一般職の国家公務員と内閣総理大臣や国務大臣等の特別職との間における差別的取扱いが問題となつた。

前者の差別的取扱いについては、この判決は、「おおよそ、公務員はすべて全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではないことは、憲法15条の規定するところであり、また行政の運営は政治にかかわりなく、法規の下において民主的且つ能率的に行われるべきものであるところ、国家公務員法の適用を受ける一般職に属する公務員は、国の行政の運営を担任することを職務とする公務員であるから、その職務の遂行にあつては殊に政治的中正の立場を堅持し、いさしくも一部の階級もしくは一派の政党又は政治団体に偏することと許されない

がなされてきたが(林田和郎・選挙法(1958, 有斐閣) 35-40頁を参照)。今日では、「選挙人は、一面において、選挙を通して、国政についての自己の意志を主張する機会を与えられると同時に、他面において、選挙人団という機関を構成して、公務員の選挙という公務に参加するものであり、前者の意味では参政権の権利をもち、後者の意味では公務執行の義務をもち、選挙権には、権利と義務との二重の性質がある(清宮憲法I107頁)とする二元説と、「日本国憲法の国民主権が人民主権」を意味するところからすれば、選挙権を含めて参政権は、主権的権利である(杉原憲法II176頁)とする権利説との対立が重要である。ただし、例えば、選挙権に権利としての性格と(義務というよりは)公務としての性格とを承認するという二元説をとりつつ、その権利の側面を強調することで、両説の対立を相対化させることは可能である(例えば、野中俊彦・選挙法の研究(2011, 信人社)30-65頁を参照)。

それでも、法律で投票の義務づけをなすいうか否かという点に、両説の違いを見出すことができる。なぜならば、「権利説では投票の義務づけは論理的に一切認められないのに対して、二元説では論理的に絶対認められないとまではいいにくい」といえるからである(野中・前掲選挙法の研究46頁-48頁)。なお、二元説において、権利の側面を重視する場合は、選挙権の制限についての厳格基準の設定が重要な意味をもつはずである(高橋・立憲主義272-273頁を参照)。ただし、この権利説と二元説との対立は、主権論とも関わりうるため、単純な相対化では済まない問題でもあることに注意する必要がある(辻村・憲法332頁、辻村みよ子・「権利」としての選挙権(1989, 朝野新聞)を参照)。

最高裁は、選挙権の行使者の選挙権および選挙権の停止を規定した公職選挙法252条を合憲と判断した判決(最高裁判所1985(昭30)・2・9刑集9巻2号272頁)において、「国民主権を宣言する憲法の下において、公職の選挙権が国民の最も重要な基本的権利の一である」と述べたものの、さらにそれに加えて、「それがだけに選挙の公正はあくまで、国民に保持されなければならないのであつて、一旦この公正を阻害し、選挙に干渉せしめること、不公正と認められるものは、しばらく、被選挙権、選挙権の行使から遠ざけて選挙の公正を確保すると共に、本人の反省を促すことは相当であるからこれを以て不当に国民の参政権を奪うものといふべきではない」と判示しており、この点に着目すれば、公新説をとったと解しうるようになる。

(ウ) 公職選挙法の定める「選挙権」の要件

憲法44条は国会議員の資格を法律で定めることにしている。これをうけて、公職選挙法は国会議員の「選挙権」の要件を定めている。それによつて、国会議員の選挙権の前提的要件は、「日本国民」であること、「年齢満20年以上の者」であること(たとへば、憲法改正附則3を参照)である(公選90)。前提的要件については「選挙権」に上つて、国会議員の議員およびさらに住所要件については、前提的要件として、公選90②; 消極的要件(公選11)は国会議員の場合と同じである。

(二) 外国人と選挙権

現行法上、日本国内に居住する外国人には選挙権が認められていない(公選90②)。

最高裁(原判1993(平5)・2・26裁判集民167号下279頁)は、国会議員の選挙権を日本国民に限っているのは合憲であると判断している。

学説においては、「参政権は、国民が自己の属する国の政治に参加する権利であり、その性質上、当該国家の国民にのみ認められる権利である」(野中俊彦・選挙権の参政权(選挙権・被選挙権)は外国人に及ばない)といつ、「地方自治は、とくに市町村レベルにおける市民の生活に最も密着した地方自治レベルにおける選挙権は、永住資格を有する定住外国人に認められることでもできる」とする見解(戸部憲法92頁)が有力になりつつある。

最高裁(原判1995(平7)・2・28民集49巻2号639頁)は、憲法15条1項の規定は、国民主権の原理に基づき、公務員の終局的任命権が国民に存することを表明したものにほかならないと、主権が「日本国民」に存するものとする憲法前文及び1条の規定に照らせば、憲法の国民主権の原理における国民とは、日本国民すなわち我が国の国籍を有する者を意味することは明らかであり、「公務員を選定罷免する権利を保障した憲法15条1項の規定は、権利の性質上日本国民のみをその対象とし、右規定による権利の保障は、我が国に在留する外国人には及ばない」と解するものが相当である(野中俊彦・選挙権の行使者の選挙権および選挙権の停止を規定した公職選挙法252条を合憲と判断した判決(最高裁判所1985(昭30)・2・9刑集9巻2号272頁)において、「国民主権を宣言する憲法の下において、公職の選挙権が国民の最も重要な基本的権利の一である」と述べたものの、さらにそれに加えて、「それがだけに選挙の公正はあくまで、国民に保持されなければならないのであつて、一旦この公正を阻害し、選挙に干渉せしめること、不公正と認められるものは、しばらく、被選挙権、選挙権の行使から遠ざけて選挙の公正を確保すると共に、本人の反省を促すことは相当であるからこれを以て不当に国民の参政権を奪うものといふべきではない」と判示しており、この点に着目すれば、公新説をとったと解しうるようになる。

と、憲法93条2項にいう「住民」とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するが相当であり、右規定は、我が国に在留する外国人に対して、地方公共団体の長、その職員の議員等の選挙の権利を保障したものであることではできない」と判示したが、傍論において、「憲法第8章の地方自治に関する規定は、民主主義社会における地方自治の重要性に鑑み、住民の日常生活に密接な関連を有する公共の事務は、その地方の住民の意思に基づきその区域の地方公共団体が処理しようとする趣旨に出たものと解されるから、我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であつてその居住する区域の地方公共団体と特別に緊密な関係を待たずたと認められるものについては、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共の事務の処理に反映させるべく、法律をもつて、地方公共団体の長、その職員の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることには、憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である」と述べた。

(2) 被選挙権

(ア) 憲法上の権利としての被選挙権

被選挙権についても、憲法は明示的には述べていない。学説においては、「15条1項のような直接の根拠づけ規定を憲法の人権保障規定のなかにみつけることができず、44条が選挙権と被選挙権とを区別していないところから明らかのように、両者を一体としてとらえることによりこれを基本的権利と理解してもおかしくない」とする見解(伊藤憲法111頁)がある。被選挙権を本条1項に根拠づける場合には、「治者と被治者の自同性の原理、国民は自分たち自身の中から選定した公務員に国政を信託するのだ」といふ考えの他の条項で15条1項の意味を読みとり、「憲法の他の条項で定められるかぎりでの、国民の公務員選定の場面では、そこにおいて被選挙権をもちうることは、具体的にいへば立候補しうることは、権利、しかも憲法上の権利として捉えらるることが可能である(野中・前掲参政权(選挙権)306頁)。

最高裁(原判1968(昭43)・12・4刑集22巻13号1425頁)は、法律による立候補の自由の制限という問題では、なく、労働組合の組合員に対する被選挙権の自由という問題を検討するといふ文脈においてではあるが、「立候補の自由は、選挙権の自由な行使と表裏の関係にある」として、「憲法15条1項には、被選挙権者、特にその立候補の自

由について、直接には規定していないが、これもまた、同条同項の保障する重要な基本的人権の一つと解すべきである」と述べている。

最近では、憲法14条、44条が存在すること、また、被選挙権の制限は選挙権の制限ともなるとすれば、「被選挙権を憲法上の権利と解しなげれば困る」といふこともなく、さらに「被選挙権が国民の政治参加を拡大する方向により、既存の政治家の既得権維持のために援用されることの方が多いことを考えると、憲法が規定していない権利をあえて憲法上の権利と構成する意義は小さく」といふ主張もなされている(高橋・立憲主義277頁)。

(イ) 公職選挙法の定める「被選挙権」の要件

公職選挙法は、10条で国会議員と地方公共団体の議員の議員および長の「被選挙権」の積極的要件を定め、11条および11条の2でその消極的要件を定めている。積極的要件は、「日本国民」であること(公選100)と、衆議院議員および市町村長の場合は「年齢満25年以上の者」であること(公選100)一六、参議院議員および都道府県知事の場合は「年齢満30年以上の者」であること(公選100)地方公共団体の議員の議員の場合は「その選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」であること(公選100(三・五))である。

選挙人資格と被選挙人資格との関係については、「直接国政をあずかる者には特別の資格を要する」と考えられる場合は、被選挙人資格を要する人資格より加重し、「国政決定者を選ぶ能力を有する者は国政決定者となる能力を有する」との考えから出る「場合」は、被選挙人資格と選挙人資格を同じものにして、「選挙人の選定に信頼を置いて、ひろい範囲の者を選定対象にすることに意義を見出す」場合には、被選挙人資格を選挙人資格よりも軽減することになり、このように「三つの立法政策が、いずれも合理性をもつて成立しうる」といえる(小嶋・憲法340頁)。ただし、「被選挙権の本質を、選挙権と同様、主権者の権利として捉え、その中心的内容を立候補の自由に求めるとすれば、「被選挙資格年齢を選挙資格年齢よりも高くする法制化」などの「合理性を問題とする余地が出てくる」といふ指摘もある(辻村・憲法334頁)。

(ウ) 公務員任期

大日本帝国憲法(以下「明治憲法」)は19条で「日本国民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ応シ均ク文武官ニ任セラレ及メノ他ノ公務ニ就クコトヲ得」と定めていた。これは「選定」の日本国民が原則とし

別冊法学セミナー no.210

新基本法コンメンタール

憲法

2011年10月11日 第1版第1刷発行

2013年12月30日 第1版第2刷発行

発行所/株式会社日本評論社

〒170-8474 東京都豊島区南大塚3-12-4

TEL:03-6987-8621[販売] 03-3987-8631[編集]

定価00100-3-16

発行人/中野浩

印刷/凸版印刷株式会社

Printed in Japan©Nippon Hyoron-sha 2011



定価: **本体4000円** +税

JCOPY ((社)出版者著作権管理機構 委託出版物)

本誌の無断複写は著作権法上での例外を除き禁じられています。

複写される場合は、そのつど事前に、

(社)出版者著作権管理機構

(TEL:03-3513-6969, FAX:03-3513-6979,

E-mail:Info@jcopy.or.jp) の許諾を得てください。

また、本誌を代行業者等の第三者に依頼してスキャンニング等の行為によりデジタル化することは、個人の家庭内の利用であっても、一切認められておりません。



9784535402461



1929432040004

ISBN978-4-535-40246-1

C9432 ¥4000E

雑誌68130-75